

会津若松市競争入札参加資格者実態調査実施要領

(平成25年3月4日決裁)

(目的)

第1条 この要領は、会津若松市が発注する工事又は製造の請負、物品の買入れその他の契約を締結するにあたり、不適格業者の入札参加を防止し、適正な契約を締結するため、会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成16年会津若松市告示第90号）第9条に規定に基づき、競争入札参加資格者名簿に登録された者（以下「事業者」という。）を対象として、その事業所の所在、営業活動の実態等の事実確認（以下「調査」という。）を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本店 建設業にあっては建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条に規定する本店として許可を受けている事務所を、建設業以外にあっては総務、経理、人事等を扱う営業の本拠としての機能を有する事務所をいう。
- (2) 事業所 会津若松市競争入札参加資格者名簿に登録されている本店又は本店から見積、入札及び契約締結に係る行為の委任を受けている事務所をいう。

(事業所の要件)

第3条 事業所として認定するにあたり必要な要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、個人事業主については一部準用するものとする。

- (1) 事務所としての形態を整えていること。
 - ア 事務所は事業用の建物であること（兼用住宅の場合、事業用部分と居住部分が明確に区別されていること。）。
 - イ 事務所の所在を明らかにした看板又はこれと同様のものが、屋外から容易に認知される場所に表示されており、当該事業所として識別できること。建設業にあっては、法第40条に定める標識も設置されていること。
 - ウ 事務を執り行える事務用什器及び事務用機器が具備されていること。
- (2) 営業活動の実態があること。
 - ア 建設業にあっては法第40条の3に定める帳簿が、建設業以外にあっては営業活動に必要な帳簿類が整備されていること。
 - イ 従業員の出勤状況が確認できる出勤簿を備えていること。
 - ウ 事業所の水道、電気、電話等の公共料金の支払があること。
 - エ 電話及びファックスが他の事業所に常時転送されていないこと。
- (3) 適正な人員配置がなされていること。
 - ア 事業所の代表者は、事業者の役員又は事業者には雇用されている者で、かつ常勤している者であること。
 - イ 建設業にあっては、法に規定する専任技術者が配置されていること。
 - ウ 事業所の代表者及び専任技術者が他の事業所と兼務になっていないこと。

(調査項目)

第4条 調査は、次の事項について行うものとする。

- (1) 事業所の所在地及び形態
- (2) 事業所の所在を明らかにした看板又は法第40条に定める標識の設置の有無
- (3) 事務用什器、事務用機器等の備え付けの状況
- (4) 法第40条の3に定める帳簿又は営業活動に必要な帳簿類の備え付けの状況
- (5) 公共料金の支払状況

- (6) 電話及びファックスの常時転送の有無
- (7) 事業所代表者の勤務状況
- (8) 専任技術者の資格及びその配置状況
- (9) その他営業活動の実態を把握するために必要な事項

(調査方法)

第5条 調査は、事業者に対し予告せずに行うものとし、その方法は、次に定めるところによる。

- (1) 調査は、契約検査課の職員が2名以上で事業所を訪問し、事業所実態調査票(第1号様式)に基づいて行う。
- (2) 調査は、前条各号に規定する調査項目について、現場の確認、事業者への聞き取り、関係資料の確認等により行う。

(調査判定)

第6条 市長は、調査を行った事業者について、別表に規定する基準による判定(以下「調査判定」という。)を行うものとする。

(調査判定の結果)

第7条 市長は、調査判定により虚偽申請と判定した事業者に対して、入札参加資格を失効させ、入札参加資格者名簿から抹消するものとする。

2 市長は、調査判定により不適格と判定した事業者に対し、事業所実態調査改善通知書(第2号様式)により改善を指示するものとする。

3 前項の規定により改善指示を受けた事業者は、事業所実態調査改善報告書(第3号様式。以下「報告書」という。)を市長が定める期日までに提出し、改善状況を報告するものとする。

(再調査)

第8条 市長は、前条第3項の規定により事業者から報告書の提出があったときには、速やかに再調査を行い、調査判定を行うものとする。ただし、報告書に添付された写真、書面等において改善の状況が確認できたときは、再調査を行わないものとする。

(入札参加停止の措置)

第9条 市長は、事業者が正当な理由なく調査を拒んだ場合又は調査判定の結果次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事業者について入札参加停止を行うものとする。

- (1) 不適格と判定された事業所について、期日内に報告書の提出がなされなかったもの
- (2) 再調査の結果、不適格と判定された事業所を有するもの

(監督行政庁への通報)

第10条 市長は、調査の結果、法その他関係法令に違反があると認められるときは、監督行政庁に情報提供を行うものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。